

津久見市教育委員会
会議議案

令和 7年 8月 28日

津久見市教育委員会

津久見市教育委員会議事日程

1 会 期 令和 7 年 8 月 28 日(木) 午後 1 時 30 分から

2 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 案

議案第 14 号	超低出生時代を迎えた津久見市の小学校の在り方検討委員会 設置要綱の制定について	…3
議案第 15 号	津久見市文化財保護条例の一部改正について	…5
議案第 16 号	他の普通地方公共団体の公の施設を津久見市の住民の 利用に供させることに関する協議について	…6
議案第 17 号	予算の補正について	…7

(3) 報 告

①	7、8の行事報告について	…8
②	8、9月の主な行事予定について	…9

(4) その他

①	次回の委員会開催日程について	…9
---	----------------	----

(5) 閉 会

(2) 議案

議案第 14 号 超低出生時代を迎えた津久見市的小学校の在り方検討委員会設置要綱の制定について

【制定理由】

超低出生時代を迎えた津久見市的小学校の在り方について検討するとともに、魅力ある小学校づくりや、質の高い小学校教育を提供できる環境について、検討委員会を設置し協議をするため。

超低出生時代を迎えた津久見市的小学校の在り方検討委員会 設置要綱（案）

（設置）

第1条 超低出生時代を迎えた津久見市的小学校の在り方について検討するとともに、魅力ある小学校づくりや、質の高い小学校教育を提供できる環境について検討するため、超低出生時代を迎えた津久見市的小学校の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、津久見市教育委員会教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 超低出生時代を迎えた津久見市の今後 10 年間の小学校の在り方について
- (2) 魅力ある小学校づくりや質の高い小学校教育を提供できる環境づくりについて

（組織）

第3条 検討委員会は、別表 1 に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討委員会には、委員長 1 名と副委員長 1 名を置く。
- 3 委員長は、検討委員会の議事その他の会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員長及び副委員長は委員の互選により決定する。
- 6 検討委員会の下部組織として大学の教員が総括する別表 2 の構成員による作業部会を置く。
- 7 作業部会は検討委員会の協議に資する資料等を作成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和8年9月30日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 4 委員は、会議で配布した資料等を、委員長の許可なく公開してはならない。
- 5 委員長命により事務局は議事録を作成し、議事録は原則公開とする。
議事録に係る手続等は津久見市教育委員会会議規則を準用する。
- 6 会議は原則公開とし、傍聴を希望する者は、委員長の許可を得なければならない。
傍聴に係る手続等は津久見市教育委員会会議規則を準用する。

(庶務)

第6条 検証委員会の庶務は、津久見市教育委員会管理課並びに学校教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が教育長と協議の上、検討委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月〇〇日から適用する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1項第5号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）第2条第2項第7号により議決を求める。

令和7年8月28日

津久見市教育委員会
教育長 後藤栄一

議案第 15 号 津久見市文化財保護条例の一部改正について

【改正理由】

本条例は、文化財保護法および大分県文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財以外で、本市の区域内に存し、市にとって重要と認められる文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講ずるものである。

このたび、本市における文化財の保存および活用に関する総合的な法定計画である「市文化財保存活用地域計画」の作成作業を進める中で、本条例について必要な改正が行われていなかつたことが明らかとなつたため、所要の改正を行うものである。

【改正内容】

市文化財保護条例については、昭和 51 年 3 月 29 日の制定（全部改正）以降、改正が行われていない。そのため、これまでに文化財保護法が改正され、法の構成が変更されているにもかかわらず、条例の条文において条ずれ等の整合性が取れていないことから、現行法に整合させるための改正を行う。

新旧対照表（抜粋※）

新	旧
（調査委員会の設置） 第45条 <u>法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に津久見市文化財調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</u>	（調査委員会の設置） 第45条 <u>第1条の目的達成のため</u> 、教育委員会に津久見市文化財調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

※詳細は別紙資料

【施行期日】

公布の日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 14 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号才により議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日

津久見市教育委員会
教育長 後藤 榮一

議案第 16 号 他の普通地方公共団体の公の施設を津久見市の住民の利用に
供させることに関する協議について

1. 提案理由（市議会への提案理由）

本市では、事務処理の連携を図るため、平成 28 年第 1 回定例会で議決を経て、大分市を中心とした、別府市、臼杵市、本市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の 8 市町村で地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づく連携協定を締結している。

その連携の 1 つとして、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づく公の施設の相互利用を、平成 30 年第 4 回定例会で議決を経て行っている。

今回、相互利用の対象となる「豊後大野市多機能型武道場」は、市民の体育の向上及びスポーツの振興を図るため、計画・整備されたことから、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

2. 本市の住民に利用させる公の施設

【設置市町】

豊後大野市

【利用に供する公の施設の名称】

豊後大野市多機能型武道場

【利用に供する公の施設の所在地】

豊後大野市三重町赤嶺 2691 番地 1

津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 2 号エにより議決を求める。

令和 7 年 8 月 28 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 17 号 予算の補正について

○一般会計予算
(歳入)

科目	補正額	補正理由・内容
教育費寄附金	99 千円	堅徳小学校に対する寄附金受納によるもの (寄附金 100 千円 - 当初予算 1 千円)
教育債	800 千円	市民会館改修工事に伴う増額

(歳出)

科目	補正額	補正理由・内容
事務局費 (事務局一般管理費)	110 千円	小学校の在り方検討委員会設置に伴い委員謝礼及び旅費を新規計上するもの
学校管理費 (堅徳小学校費)	100 千円	寄附受納に伴い堅徳小学校の図書購入費を増額するもの
市民会館管理費	448 千円	市民会館改修工事 (機械室排水ポンプ改修) 実施に伴い事業費不足分を増額するもの (事業費 800 千円)
体育総務費	329 千円	体育振興費 旅費及び負担金

(3) 報 告

①7月、8月の行事報告について

7月25日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・保戸島空襲犠牲者慰靈 ・教育委員会定例会 ・子どもフレスコ画教室【小学生対象】
7月26日	土	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもフレスコ画教室【中学生以上対象】
7月29日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・津久見市連合PTA会長等来所
7月30日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館まつり ・学校給食会 森理事長等来所 ・爽風館高校 校長来所
7月31日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育庁大和理事兼教育次長来所（管理職試験の変更について） ・府議
8月2日	土	<ul style="list-style-type: none"> ・第74回つくみ港まつり 安全祈願祭
8月3日	日	<ul style="list-style-type: none"> ・第74回つくみ港まつり
8月4日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回校長会議
8月5日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回教頭会議 ・「夢一輪の会」野上代表来所（来年度の取組について）
8月6日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育長に対する津久見高校に係る要望書の提出
8月11日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・山の日
8月20日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度津久見高等学校硬式野球部後援会総会
8月21日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・表現塾公演 語り継ぐ戦争「知られざる悲劇」 ・三幕「大分・津久見 保戸島の悲劇」 津久見櫻の実少年少女合唱団
8月22日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・人権のまちづくり交流会 ・津久見市人権研修会
8月25日	月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の学習クラブ ・令和7年度津久見市教職員研修会 ・演題「包括的性教育を踏まえたこども達との接し方」 講師 三重野真美氏
8月26日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の学習クラブ ・青江小学校学校運営協議会 ・千怒小学校学校運営協議会
8月27日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の学習クラブ
8月28日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・府議 ・人権教育・啓発推進本部会議 ・大分トリニータとの連携協力協定調印式 ・津久見小学校学校運営協議会 ・堅徳小学校学校運営協議会 ・教育委員会定例会 ・令和7年第1回津久見市学力向上会議 ・県民スポーツ大会津久見市選手団・役員結団式

②8月、9月の主な行事予定について

8月29日	金	・令和7年度 第1回総括安全衛生委員会
8月30日	土	・第62回津久見扇子踊り大会
9月1日	月	・新採用職員辞令交付式
9月2日	火	・第7回校長会議 ・津久見中学校学校運営協議会
9月3日	水	・第46回津久見市絵画美術展表彰式
9月4日	木	・「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に係る議会説明 ・第46回津久見市絵画美術展（津久見市民会館～7日（日））
9月8日	月	・令和7年 第3回定例会開会
9月9日	火	・津久見市英語弁論暗唱大会
9月10日	水	・第6回教頭会議
9月13日	土	・第78回大分県民スポーツ大会総合開会式
9月14日	日	・第78回大分県民スポーツ大会
9月15日	月	敬老の日 ・第78回大分県民スポーツ大会総合閉会式 ・第12回宇宙エレベーターロボット協議会
9月16日	火	・令和7年 第3回市議会定例会一般質問
9月17日	水	・令和7年 第3回市議会定例会一般質問
9月18日	木	・令和7年 第3回市議会定例会社会文教建設委員会
9月19日	金	・令和7年 第3回定例会予算委員会 ・第78回県民スポーツ大会津久見市選手団・役員結団式
9月23日	火	秋分の日
9月24日	水	・大分教育事務所長訪問（堅徳小→青江小）
9月25日	木	・大分教育事務所長訪問（千怒小→津久見小） ・教育委員会定例会 ・令和7年度海事産業見学会
9月26日	金	・大分教育事務所長訪問（津久見中→保戸島小・中学校）

（4）その他

①次回の委員会開催日程について

（5）閉会